

## 兵庫県立大学社会価値創造機構運営委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学社会価値創造機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第90号）第12条第2項の規定に基づき、社会価値創造機構運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、社会価値創造機構（以下「機構」という）の運営に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 社会価値創造の基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (2) 機構の新規事業や既存事業の改廃に関すること。
- (3) 知的財産の基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (4) 医産学連携の方針及び計画に関すること。
- (5) 金属新素材研究センターの基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (6) 人工知能研究教育センターの基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (7) 放射光産業利用の基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (8) 産学連携キャリアセンターの基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (9) 水素エネルギー共同研究センターの基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (10) データ計算科学連携センターの基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (11) 地域創造センターの基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (12) 教員の教育研究業績等の審査に関すること。
- (13) 前12号に掲げるもののほか、機構長が審議することが必要と認める機構の運営に関する重要事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、前条第12号の事項を審議する場合にあっては、次の第1号から第15号までの者及び第17号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 本部長
- (4) 人工知能研究教育センター長
- (5) 金属新素材研究センター長
- (6) 放射光産業利用支援本部長
- (7) 産学連携キャリアセンター長
- (8) 水素エネルギー共同研究センター長
- (9) データ計算科学連携センター長
- (10) 地域創造センター長
- (11) 放射光産業利用支援本部長代行
- (12) 本部副本部長
- (13) 研究戦略室長
- (14) 知的財産マネジメント室長
- (15) 新ビジネス育成センター長

(16) 国際商経学部、社会情報科学部、工学研究科、理学研究科、環境人間学部、看護学部、情報科学研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科、社会科学研究所、緑環境景観マネジメント研究科、政策科学研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所、地域ケア開発研究所及び先端医療工学研究所から選出された教員各1名

(17) 社会貢献部長

(18) その他機構長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第16号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、機構長をもって充てる。副委員長は副機構長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副議長が、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上から要求があったときに、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

5 委員会は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が調査審議に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 委員長は運営委員会開催にあたって必要と認めた場合は、幹事会を開催することができる。

2 幹事会は、第3条第1号から第15号までの者及び第17号に掲げる者をもって組織する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会貢献部産学連携・研究支援課で行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年12月26日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月14日改正）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月15日改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。